

回答書

令和4年5月28日

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル4階
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松久 三四彦 殿

〒950-0911

新潟県新潟市中央区笹口1-18-1
八重洲ビル5F
有限会社興創
代表取締役 榊 茂喜



令和4年4月21日付でいただきました再照会書(以下「再照会書」といいます。)について、以下のとおり回答いたします。

1. 「第3 再照会事項1」について

弊社では、契約書面において、関連商品については、再照会書の「第3」の「2」の「(1)」に示されたとおりの記載をしております。

以前の回答書でもお伝えした通り、弊社では、効果的な学習を可能とするため、学習教材はセット販売となっており、1冊ごとの販売は行っておりません。そのため、契約書面においては、セットの内容を示し、セットの価格を記載していません。

なお、このような記載方法について、北海道経済産業局及び関東経済産業局に問い合わせたところ、セット販売しかしておらず、個別の冊子の単価がない場合には、セットの価格が単価になる旨の回答をいただきましたので、あわせてお知らせいたします。

2. 「第4 再照会事項2」について

消費者が入会した後3か月以下の退会の場合、書き込みのない大半の未使用品は再利用可能とのご指摘につきましては、学習教材は、一度開封された場合、書き込みや折線などがついており、新品同様の状態で返還されることはほとんどありません。仮に、一部のテキストが未使用のままきれいな状態で返還されたとしても、当該学習教材を別の方から返還された未使用のきれいなテキストと組み合

わせるなどして新たなセットを作り他の生徒さんに転売することはできません。ですから、本来は販売価格全額をご負担いただきたいところであり、『「入会から退会までの月数÷役務期間月数×100(%)」または販売価格の25%』との定めは、消費者契約法9条1号の定める平均的な損害の額以下であると考えています。

しかし、数か月で中途解約されるお客様はほとんどおらず、販売価格の25%の基準が適用されるケースは少ないため、本年6月1日からの改正特定商取引法の施行に合わせて、関連商品の販売価格に対する「入会から退会までの月数÷役務期間月数×100(%)」の一律の基準に変更することとしております。

また、特定商取引法49条6項等に基づく損害賠償額の予定額に関するご指摘につきましては、前述のとおり、弊社では関連商品である学習教材はセット販売しかしておらず、契約書面には、セットの内容を示し、セットの価格を記載しておりますので、特定商取引法上問題はないと考えております。

3. 「第5 再照会事項3」について

弊社では、家庭教師サービスに関する広告をウェブサイトに掲載しており、そこには必要となる学習教材については別途費用がかかることを記載しております。そして、実際に無料体験を申し込まれたお客様に対して、契約の前に、関連商品である学習教材のセット内容及びセット価格を提示しております。

誤認を招くような広告表示は当然問題となりますが、学習教材については、家庭教師サービスの費用とは別に費用が発生することは明記しており、消費者の誤認を招くものとはなっておりません。また、契約の申込み前に、お客様に対して学習教材のセット内容及びセット価格を示しておりますので、お客様は具体的な金額を認識されたうえで契約を申し込まれています。行政においても、お客様が契約の申込み前に関連商品の具体的な金額を認識できるのであれば、問題ないとの考えを示しておりますので、弊社としては、現在の勧誘方法に問題はないと考えており、勧誘方法を変更する考えはございません。

以上